

調整方針案の総括比較表

平成16年9月11日

山口県中部 1 市 4 町合併協議会事務局

調整方針案の総括比較表

協定項目	協定項目	2市4町確認済調整案	1市3町確認済調整案	1市4町調整案	資料2記載頁	
1	合併の方式	山口市、防府市、吉敷郡小郡町、同郡秋穂町、同郡阿知須町及び佐波郡徳地町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。	山口市、小郡町、秋穂町及び阿知須町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。	山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		
2	新市の名称	新市の名称は山口市とする。	同 左	同 左		
4	新市の事務所の位置	未確認	新市の事務所の位置は、新市発足時は現在の山口市役所の位置とする。 新市の事務所の方式は、住民サービスの低下を招かぬよう、総合支所方式とし、現在の1市3町それぞれの役所及び役場に総合的な機能を持つ支所を置く。 なお、新市における将来の事務所の位置については、新市において、住民の利便性や新市の均衡あるまちづくりに配慮し、協議検討する。 【附帯決議】 将来の事務所の位置については、新市発足後、速やかに新市の事務所の位置に関する審議組織を設置し、協議検討を行うものとする。その協議に当たっては、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、整備については新市発足後10年を目途に審議すること。	新市の事務所の位置は、新市発足時は現在の山口市役所の位置とする。 新市の事務所の方式は、住民サービスの低下を招かぬよう、総合支所方式とし、現在の1市4町それぞれの役所及び役場に総合的な機能を持つ支所を置く。 なお、新市における将来の事務所の位置については、新市において、住民の利便性や新市の均衡あるまちづくりに配慮し、協議検討する。 【附帯決議】 将来の事務所の位置については、新市発足後、速やかに新市の事務所の位置に関する審議組織を設置し、協議検討を行うものとする。その協議に当たっては、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、整備については新市発足後10年を目途に審議すること。		
5	財産及び公の施設の取扱い	① 2市4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 ② 山口市宮野財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。	① 1市3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 同 左	① 1市4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 同 左	1	
8	地方税の取扱い					
	個人市町民税	・均等割について 山口市、防府市の例より調整する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度間不均一課税とする。 ・非課税範囲について 山口市、防府市の例より調整する。 ・納期について 小郡町の例により調整する。	現行のまま新市に引き継ぐ。 山口市の例より調整する。 同 左	同 左 同 左 同 左	20	
	法人市町民税	現行のまま新市に引き継ぐ。	同 左	同 左	21	

協定項目	協定項目	2市4町確認済調整案	1市3町確認済調整案	1市4町調整案	資料2 記載頁
	固定資産税	・納期について 小郡町の例により調整する。	同 左	同 左	23
	軽自動車税	・税率について <u>山口市、小郡町、秋穂町、徳地町、阿知須町の例により調整する。</u> ・納期について 山口市の例により調整する。	<u>現行のまま新市に引き継ぐ。</u> 同 左	同 左	24
	市町たばこ税	現行のまま新市に引き継ぐ。	同 左	同 左	25
	特別土地保有税	・免税点について <u>山口市、防府市、小郡町、秋穂町、阿知須町の例により調整する。</u>	<u>現行のまま新市に引き継ぐ。</u>	<u>山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の例により調整する。</u>	26
	入湯税	山口市の例により調整する。	同 左	同 左	27
	鉱産税	<u>山口市、防府市、徳地町</u> の例により調整する。	<u>山口市</u> の例により調整する。	<u>山口市、徳地町</u> の例により調整する。	28
12	条例、規則等の取扱い	<p>(1) 調整の方針 合併協議会で協議確認された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。 その他の条例、規則等については、次により調整する。</p> <p>① <u>2市4町</u>同一の条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。</p> <p>② 類似又は相違している条例、規則等及び1市町又は数市町に制定されている条例、規則等については、新市の事務事業に支障をきたさぬよう調整する。</p> <p>(2) 整備方針 条例、規則等の制定に当たっては、次の区分により整備する。</p> <p>① 合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの</p> <p>② 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>③ 合併後、逐次制定し、施行させるもの</p>	<p>同 左</p> <p>① <u>1市3町</u>同一の条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>① <u>1市4町</u>同一の条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>	

協定項目	協定項目	2市4町確認済調整案	1市3町確認済調整案	1市4町調整案	資料2記載頁
13	行政組織及び機構の取扱い	未確認	<p>新市における組織・機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき整備するものとする。</p> <p>〈新市における組織・機構の基本方針〉</p> <p>1. 総括方針</p> <p>① 住民サービスが低下しないよう十分配慮し、利用しやすい組織・機構</p> <p>② 住民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>③ 指揮命令系統及び責任の所在が明確で、効率的な組織・機構</p> <p>④ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>⑤ 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構</p> <p>2. 具体的な整備方針</p> <p>① 山口市役所、小郡町役場、秋徳町役場、阿知須町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置し、庁舎は現有庁舎を有効活用する。</p> <p>② 本庁は、市全体に係る政策、施策の総合的な調整、管理事務等を掌理する。</p> <p>③ 総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁の掌理事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関として位置づけるとともに、地域振興の拠点として、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を目指す。</p> <p>④ 支所、出張所及び出先機関は、基本的に現行のまま存続させる。</p> <p>⑤ 行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合することとする。</p> <p>なお、業務の特殊性や地域性など独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。</p> <p>⑥ 組織・機構については、新市において行政改革大綱を策定し、行政システムの整備、職務効率の向上に努め、組織のスリム化を図っていくものとする。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>① 山口市役所、小郡町役場、秋徳町役場、阿知須町役場、<u>徳地町役場</u>については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置し、庁舎は現有庁舎を有効活用する。</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>	29
16	公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、以下により調整に努めるものとする。</p> <p>① <u>2市4町</u>に共通している団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p>	<p>同 左</p> <p>① <u>1市3町</u>に共通している団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p>	<p>同 左</p> <p>① <u>1市4町</u>に共通している団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p>	41

協定項目	協定項目	2市4町確認済調整案	1市3町確認済調整案	1市4町調整案	資料2記載頁
		② 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 ③ 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。	同 左 同 左	同 左 同 左	
19	慣行の取扱い	① 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。 ② 市の花、木、花木は、新市において調整する。 ③ 都市宣言は、新市において調整する。	同 左 同 左 同 左	同 左 同 左 同 左	4 5
22 (1)	各種事務事業（総務関係）の取扱い				
	情報公開制度	山口市の例により調整する。	同 左	同 左	5 2
	個人情報保護制度	<u>山口市</u> の例により調整する。	<u>秋穂町</u> の例により調整する。	<u>秋穂町、徳地町</u> の例により調整する。	5 4
	功労者等表彰制度	山口市、小郡町の例により調整する。	同 左	同 左	5 8
	名誉市民制度	新市移行後、速やかに調整する。	同 左	同 左	5 8
	国際交流事業	新市移行後、速やかに調整する。	同 左	同 左	5 9
	中学生等海外派遣事業	新市移行後、速やかに調整する。	同 左	同 左	6 0
	姉妹都市縁組等	現行のまま新市に引き継ぐ。	同 左	同 左	6 1
22 (2)	各種事務事業（電算システム事業）の取扱い	基幹系システム及び行政内部システムについては、市民サービスの低下を招かないことを目標に、優先順位の高いものから統合を図る。 個別のシステム及びパソコンシステムについては、各事務事業担当課等において調整する。	同 左	同 左	6 4

協定項目	協定項目	2市4町確認済調整案	1市3町確認済調整案	1市4町調整案	資料2 記載頁
22 (4)	各種事務事業（消防防災事業）の取扱い				
	許可・承認等手数料 （危険物関係）	現行のまま新市に引き継ぐ。	同 左	同 左	68
	消防証明手数料	新たに制度等を創設する。	同 左	同 左	69
	タンクの水張検査等手数料	<u>防府市の例により調整する。</u>	<u>新たに制度等を創設する。</u>	同 左	70
	消防団				71
	組織	新たに制度等を創設する。	同 左	同 左	71
	定員・人員	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	同 左	同 左	71
	任期	新市移行後、速やかに調整する。	同 左	同 左	71
	定年	新市移行後、速やかに調整する。	同 左	同 左	71
	消防防災関係団体助成金	新市移行後、速やかに調整する。	同 左	同 左	73
22 (13)	各種事務事業（都市計画事業）取扱い				
	都市計画区域・区域区分・用途地域	合併後の都市計画区域については、当面現行どおりとするが、新市移行後、速やかに新市の基本構想を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、早期に新市の都市計画審議会の意向を踏まえ、市街化区域・市街化調整区域の設定に努める。	同 左	同 左	76
	都市計画税	課税客体及び税率については、新市発足後の都市計画（区域、区域区分（線引き）等）の見直し・検討）や都市計画事業の状況に基づいて速やかに調整するものとし、当面従来どおりとする。 ただし、納期については、小郡町の例により調整する。	同 左	同 左	78
	まちづくり団体活動支援	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	同 左	同 左	79
	都市景観条例	<u>防府市の例により調整する。</u> <u>ただし、大規模建築物等の新增築にかかる届出制度、助成の内容については山口市の例により調整する。</u>	<u>山口市の例により調整する。</u>	同 左	80
	市街地再開発事業の推進	<u>新たに制度等を創設する。</u>	<u>山口市の例により調整する。</u>	同 左	82

協定項目	協定項目	2市4町確認済調整案	1市3町確認済調整案	1市4町調整案	資料2 記載頁
22 (14)	各種事務事業（建設事業）取扱い				
	市町道認定基準	<u>防府市・徳地町の例により調整する。（幅員） ただし、幅員以外の基準については概ね山口市 の例により調整することとする。</u>	山口市の例により調整する。	同 左	85
	道路改良事業	山口市の例により調整する。 <u>（ただし、他の法令 等に基づくものはその定めによる。） また、防府市が実施している市道認定を前提と した補助金による制度も全市域を対象に制度化す ることとする。</u>	山口市の例により調整する。	山口市の例により調整する。 <u>（ただし、他の法 令等に基づくものはその定めによる。）</u>	86
	認定外道路指定基準	防府市の例により調整する。	山口市の例により調整する。 <u>ただし、基準のうち、幅員の定めを削除し、新 たに受益戸数（2戸）を加える。</u>	同 左	87
	認定外道路整備事業	新たに制度等を創設する。	同 左	同 左	88
	準用河川の指定基準	山口市の例により調整する。 ただし、第2条第2号に定める基準（2級河川、 海との合流）は削除し、同条第4号（流域の家 屋、公共施設）に定める戸数は2戸とする。	同 左	同 左	89
	急傾斜地崩壊対策事業負担金	廃止の方向で検討する。	同 左	同 左	90
22 (15)	各種事務事業（下水道事業）取扱い				
	下水道使用料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時 調整する。 <u>なお、今後新市の下水道整備を促進するため、 早期に新市全体の汚水処理計画を策定し、新市の 均衡ある発展に努める。</u>	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時 調整する。	同 左	95
	下水道使用料の賦課・徴収	新市移行後、速やかに調整する。 ただし、井戸水認定（事業者）の際に使用する メーター（量水器）については、新市移行後、検 定時期に合わせ随時公設に切り替えることとす る。また、納付方法については新市移行後も当分 の間現行どおりとし、随時調整する。	同 左	同 左	96
	下水道受益者負担金制度	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時 調整する。	同 左	同 左	97
	水洗便所改造資金貸付制度	山口市の例により調整する。	同 左	同 左	98
	公共ます、取付管設置基準	小郡町・秋徳町の例により調整する。	同 左	同 左	100

協定項目	協定項目	2市4町確認済調整案	1市3町確認済調整案	1市4町調整案	資料2 記載頁
22 (16)	各種事務事業（水道事業）取扱い				
	水道料金の算定方法	未確認	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	同 左	107
	水道料金の算定・収納	未確認	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	同 左	109
	水道加入金	未確認	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	同 左	111
	水道に関する手数料	未確認	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	同 左	112
22 (17)	各種事務事業（学校教育事業）取扱い				
	奨学金貸付事業	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	同 左	同 左	114
	通学区域（小・中学校）	現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、随時調整する。	同 左	同 左	115
	学校給食事業	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <u>ただし、合併の翌年度からは、食材費分のみを給食費として扱うものとする。</u> <u>また、早期に学校給食が新市全域で実施できるよう検討していく。</u>	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	同 左	117
22 (18)	各種事務事業（社会教育事業）取扱い				
	成人の日記念行事関連事業	新市移行後、速やかに調整する。	同 左	同 左	120
	文化芸術事業等	<u>美術展については、新市移行後、速やかに調整する。</u> その他各市町による独自事業は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	<u>大規模な美術展については、現行のまま新市に引き継ぐ。</u> その他各市町による独自事業は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	同 左	121
	図書館管理運営事業				
	館外貸出の利用資格・冊数	新たに制度等を創設する。	同 左	同 左	122
	休館日・開館時間等	新市移行後、速やかに調整する。	同 左	同 左	122
	移動図書館の運営	山口市の例により調整する。ただし、新市移行後、できるだけ早い時期に運営できるようにするものとする。	同 左	同 左	122